

令和5年関川村議会12月（第10回）定例会議会議録（第2号）

○議事日程

令和5年12月14日（木曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 議案第64号 桂地区（下山川地区）農地災害復旧工事変更請負契約の締結について
 - 第 2 陳情第 7号 村議会の本会議のインターネット中継実施を求める陳情
 - 第 3 発委案第8号 関川村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
 - 第 4 議員派遣
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第64号 桂地区（下山川地区）農地災害復旧工事変更請負契約の締結について
 - 第 2 陳情第 7号 村議会の本会議のインターネット中継実施を求める陳情
 - 第 3 発委案第8号 関川村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
 - 第 4 議員派遣
-

○出席議員（10名）

1番	小 澤 仁 君	2番	加 藤 つや子 君
3番	川 崎 哲也 君	4番	近 敬 志 君
5番	近 壽太郎 君	6番	加 藤 和 泰 君
7番	高 橋 正之 君	8番	菅 原 修 君
9番	平 田 広 君	10番	鈴 木 紀 夫 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
教 育 長	佐 藤 修 一 君
総 務 課 長	野 本 誠 君
農 林 課 長	富 樫 吉 栄 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	熊 谷 吉 則
副 主 幹	小 池 由 美 子

午前10時00分 開 議

○議長（小澤 仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事日程に誤字がございました。令和4年を令和5年に訂正をお願いします。

これより会議を開きます。

議事進行にご協力をお願いいたします。

村長から発言の申出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

去る12月7日の議会におきまして、人権擁護委員に桂の稲家 誠さんを推薦することについて皆様から同意いただいていたいただきました。その際に任期を令和6年1月1日から3年間と申し上げましたが、正しくは令和6年4月1日から3年間でしたので、訂正し、おわびを申し上げます。

○議長（小澤 仁君） これで終わります。

日程第1、議案第64号 桂地区（下山川地区）農地災害復旧工事変更請負契約の締結について

○議長（小澤 仁君） 日程第1、議案第64号 桂地区（下山川地区）農地災害復旧工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 追加で提案させていただきます議案第64号は、桂地区（下山川地区）農地災害復旧工事変更請負契約の締結についてでございます。

既に変更仮契約を締結しており、議会の議決をいただいて本契約をするものでございます。

詳細につきまして総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、説明させていただきます。

工事名ですけれども、農災補-4814から4824、桂地区（下山川地区）農地災害復旧工事です。

請負金額ですけれども、変更前が5,055万4,900円。これに増額をいたします。6,445万7,800円。

変更後の請負金額が1億1,501万2,700円でございます。

契約の相手方は、株式会社福田組村上営業所さんであります。

変更の主な理由であります。3つございまして、1つが新たに流木処理が必要になったこと、2つ目として廃土量の増、そして、3つ目が残土処分地造成工事の増ということでございます。

説明は以上であります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 約1,400万円くらいの増ということで、流木処理、廃土、残土……、増分、6,400万の増ということですが、これはもともとの計算よりも残土が増えたということなんですか。それとも価格高騰やら何か問題があったんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

残土量の増については、約3,700立米ほど増加しております。価格高騰とかそういったような要因というのもございますが、基本的には廃土量の増というところでございます。

○議長（小澤 仁君） 10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

これは完了の工期なんかは変更なくやられるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 工期については12月27日までということになっておりまして、既に現場の方は完了しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

9番、平田 広さん

○9番（平田 広君） 9番、平田です。

あまりにも増額が大きくて何でと思うんだけど、面積が変わったとかそういうのは分かるんだけど、この場所は前に2町歩ほど用地買収してそこに残土捨てますよという場所だろうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

議員ご発言のとおり、桂地区の方で残土処分も含めた形でやっている工事箇所でございます。工事については4814から4824までの地区ということでございまして、これが査定件数で11か所ございます。その中で実施をしている工事の箇所の案件でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 残土量が増えたのはいいんだけど、3,700立米でしょう。それでそんなに増えると思えないけれども、せいぜい何百万円程度ですよね、普通の変更するとき。3割超えるときは重要変更ということで、大変やりにくいというか、県の承認を得られにくいというような金額になるんですけれども、親5,000万円、子が6,000何百万円、大幅に親よりも子の方が大きいという状況ですよね。ちょっと考えられない内容です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ご指摘のとおり、当初の変更前の契約から倍増しているような契約にな

ってしまっておりますけれども、これについては工事を進めていく中で変更が様々出てきておりました。そういったものがようやく数量がまとまったということで、国に重要変更の手続きを取りまして、ようやくその手続きが完了したということで、承認を得たという形で変更契約をするものでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋です。

今、平田議員が言われたのと同じなんですけれども、当初から廃土とか見込んだというのは全然でたらめだったということなんですかね、この変更増に関して。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

何分面積も大きいというところもございまして、また廃土量というのは、実際に現場に入ってつぼ掘りとかという形で確認しながら、災害査定のとときに土量をおおむねこのぐらいということで積算して発注しているんですけれども、実際に工事に入っていきますとその現場の地形によりまして大きくなったりすることがございまして、でたらめではないんですけれども、やはり差が出てくるというようなことございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） あれですかね、当初設計でその残土の搬出というか、出す場所というのは桂の中で収めようという当初の思惑だったのか、それともほかのところに運搬して運び出す計画だったのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

残土については、一応災害査定の中では2キロ搬出ということで計画はしましたけれども、現実的には、橋梁の強度とかそういったものがございまして、何分廃土量も多いというところもございまして、搬出は一応考えたんですけれども、実際的には、最終的には桂地内に用地を求めて処分をしたという形でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） 今年はたまたまこの急な災害でありましたけれども、来年だってまた起きる可能性だってあるわけなので、例えば残土を処分する場所とか、今後のことも考えながらやっぱり準備はしておくべきだと思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

確かに何がいつ起こるか分からない災害でございますので、その備えはしていきたいとは思って

おりますけれども、場所、また処分の方法、そういったものも含めて今後の課題だと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第2、陳情第7号 村議会の本会議のインターネット中継実施を求める陳情

○議長（小澤 仁君） 日程第2、陳情第7号 村議会の本会議のインターネット中継実施を求める陳情を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。議会運営委員長、近 壽太郎さん。

○議会運営委員長（近 壽太郎君） 陳情審査報告書による報告があった。

○議長（小澤 仁君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。

すみません、この委員会の中で、今はネット環境のない人とか、パソコンとかそういう端末を持っていない人もいると思うんですけれども、そういう人たちへの配慮というか、何か対応というか、話し合われたのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長（近 壽太郎君） ただいまのご質問ですけれども、ネット中継をやるときの媒体として、今後タブレットで防災無線をやるということもお聞きしていますので、その辺も絡めて基

本条例の中に組み入れて検討していきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。ありがとうございます。

あと、今後インターネット中継の実施を含めて議論するとの結論に達したとのことなんですけれども、具体的にいつ、誰がとか、どのような話し合いをするのか、議論するのかとか、スケジュール等もし分かっていたら教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長（近 壽太郎君） これはまだ運営委員会で諮ってはいないんですけれども、私の案としては、年明け早々に全員協でこの方向性を議論していただきまして、特別委員会を設けて進めていった方がいいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。ほか質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより陳情第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。したがって、陳情第7号は採択とすることに決定しました。

日程第3、発委案第8号 関川村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（小澤 仁君） 日程第3、発委案第8号 関川村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。議会運営委員長、近 壽太郎さん。

○議会運営委員長（近 壽太郎君）

発委案第8号

関川村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和5年12月14日

提出者 関川村議会運営委員会

委員長 近 壽 太 郎

関川村議会議長 小 澤 仁 様

提案の趣旨を説明いたします。

議員の成り手不足に対応するため、地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正され、議員に係る請負に関する規則の緩和がなされ、各会計年度において支払いを受ける請負の対価の総額が300万円を超えないものを議員個人による請負に関する規制の対象から除くものとされました。

これに伴い、村議会議員の関川村に対する請負の状況を公表することなどにより、請負の透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、このたびこの条例案を提出するものです。

○議長（小澤 仁君） これで趣旨説明を終わります。

これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。

討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより発委案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤 仁君） 起立多数です。したがって、発委案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議員派遣

○議長（小澤 仁君） 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたいと思えます。

なお、変更があった場合は議長に一任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定し

ました。

○議長（小澤 仁君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午前10時22分 散 会